

文書名	田園類説 全 No.
所蔵者 住所・氏名	九州大学法学部
撮影年月日	昭和56年 7月 16日
福岡県文化会館	

田園類説

Kj 18
T
14

田園類說

全

法律史
4
130



田園類說

目錄

- 一 田園類說
- 一 町段畝步
- 一 大坪少
- 一 貫高
- 一 永高
- 一 永
- 一 村

- 一 檢地事
- 一 查邊事
- 一 根取事
- 一 查附事
- 一 查取友事
- 一 回加查事
- 一 別月免防事
- 一 諸國為事
- 一 本府事至月事

- 一 諸國侵食事
- 一 口界事
- 一 友事
- 一 浮收事
- 一 言懸事
- 一 山作入事
- 一 小作事
- 一 質田事
- 一 谷事

諸國為事

田園類説

谷種傳本教輯

間竿之事

搦は用ゆる竿は昔より曲尺の六尺一間に當りたる
はかり物より高の間竿に於ては古来の搦はかり
石竿の長短ありて殊なるに違ふ事あり

一 制度通云古ハ五尺ヲ一歩トシ今ハ六尺ヲ一歩トスルノ異同
アリ然レバ土地ニテ五尺ト云ハ即今ハ六尺ナリ總別古ハ度
量衡トモニ大小ノ二様アリテ田地畧穀ヲ量ルニハ大升長尺

田段畝事

一歩ハ六尺四寸五分ニ合テ十段ハ一町ニ合テ
舊ノ法ニ依リテ一町ハ一畝トシテ後々
ノ事ニ依リテ一町ハ一畝トシテ一町ハ一畝ト
一及ハ一町ハ一畝トシテ一町ハ一畝ト

一制度通云 本朝之古制凡田長三十步廣十二步
為段十段為町 日本紀云孝德天皇三年春班田
既訖凡田長三十步廣十二步為段十段為町 本
朝古步數ハ唐ニ准テ五尺ヲ一坪トス一段ハ三百六十坪

後唐將軍多う國を守護唐國の地はあつたといふは
古語に先づかきつる水も大かたあつたといふは後唐の
國をさしりし者も唐の法をさしりし也

唐ノ步敵頃 本朝ノ步段町ニ准ス田地ニ段ト云フ漢ナ
ソモリ見アタラス然レモ一ニキリテ段ト云フハ後世ニテモ多見
タリ見ト町ト云フ遂ニ見アタラス左傳ニ町原防注ニ堤防
間地不得方正如井田則為小頃町又原防之地九
夫為町三町而當一井也ト町ヲ以田地ヲハカルト是ニ
アラハルト 本朝町段ノ名モ是ヨリ出ルルハシ字彙ニ

町ノ字ヲ解シテ云田區ノ畔埒トアリ田地ノニキリツ云
又段ノ字相通ニ用ト見ヘタリ

拾芥抄云凡田以方六尺為一步三十六步為一段
頭注ニ三百六十步為一段積七十二步為十代百四
十步為廿代二百六十步為卅代二百八十步為四
十代五十代為一段式云代頭也

抄ニ云凡田以方六尺為一步三十六步為一段
頭注ニ三百六十步為一段積七十二步為十
代百四十步為廿代二百六十步為卅代二百八十
步為四十代五十代為一段式云代頭也

百歩は歩すしはあの産をいふ其二百六十歩をいふ

十の字顛倒せしは年代の二百八十八歩を以ての字を
凡てこの本又の書法であることなるは拾芥物と稱する
も又そのありきたりな拾芥物たるの時の時々の事なり
凡て

一步一段ノツモリ拾芥ニ載ルトヨ今ノ文ト異ルナシ
其内令ニ五尺四方ヲ歩ト云拾芥ニ六尺ヲ歩トスルノ
別アルに令ハ長尺ヲ以テツモリタルモノニテ是又カワルナシ
但代ト云フ式ニ見ユレ令ニアラハレス五十代ヲ一段トスルハ
十代ハ今ノ二畝ハカリニアタル古ノ詞ニテ代田ヲソシロクテ訓ス

即是事ナリ又段ノ字今ハ及ノ字ヲ用ユ是ハ段ノ字ナ
書及ニ似タリ六ニ訛リ轉シテカクノコトシ

拾芥又云一段為一町頭十段為一町積卅六町為
一里卅六里為一條又云條起從北行於南限卅六條里
起從西行於東限卅六里町始良終乾但已上可隨國例右ノワケ又
今ニ見ヘス其後ノ制法ト見ヘタリ是ハ今ノ卅六町一里方
所ヲ西ヨリカク始テ一里二里ト云每一里方一町モノ卅六箇
アリ然レ幅一町ニ長サ卅六町ナリ又是ヲ北ヨリカク出シテ
一條二條ト云每一條又方一町モノ卅六箇アリテ幅一町ニ

長廿六町ナリ里ト云モ條ト云モ同フニテ墾ト横トヨリツ
モルニテカカリナリ古田地ヲ分ツノ定法ト見ヘタリ今ニ云ニ郷村
名東條西條等ノ名アリ又古文書ニ某條ト云フヲクイヘリ
古通ニ行シタリニテ中古以來其法廢絶スト見ヘタリ拾芥
條里ノ起可隨國例ト是ニテ知ルヘシ

本朝モ中國ノ法ニテ一里ノ内ニ小名ナシ何里何町ト云フ見ヘス
拾芥ニ廿六町為ニ里ト云ハ田地ノツモリ方一町ノ田ヲ二十六ナ
タルシス路程ノ一ニテラスニ十六町一里ト道ノリツモルハ是等
ヨリ轉シタルナリニ總別 本朝ニ里ト云フニ様アリ尺令ニ

以五十戸為一里ト云ハ土地ノ廣狹ニカハス家數ヲ以テ
在所ヲ立ル者ナリ雜令ニ凡ニ百歩為里ト云ハ路程ノ法ナリ
三十六町為里ト云ハ田地ノツモリナリ其ワケ同シカラス

抄ニ云ルに右唐の歩畝源ノリヤリトモモ制度通の
辨ナリニ百六十步ニ及ニ百步ニ及ニありトモモ既ニ
条の如クナリ

大半小事

大半小事 田舎及之 音あきと ことごとく 小名を電
今の名もあきいかにいふ

一 地方各園者 毎上り 大園拾地 中 文後 幸中 海の 田舎
友あきと 大あき 小あき 池 水帳 大あき 二音あき 小あき
百あき 音あき 音あき 音あき 音あき 音あき

扱 世々 大園拾地 二音 千あき 及之 云 傳 田舎
既 大あき 二音あき 及之 幸中 音あき 音あき 音あき
この 友あき 大あき 小あき 田舎 音あき 音あき 音あき

貫高之事

鎌倉の平家の子に於て其の如く地を賣りて
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く

一 太平記云相模守近國ノ大庄八ヶ所自筆ニ補任ヲ書テ
青砥左衛門ニ給ヒタリケル青砥左衛門補任ヲ啓キ見テ大ニ
驚テ是ハ今何事ニ三萬貫ニ及フ大庄給リ候ヤ之ト問

其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く

時宗時仲より記しきる形にても東艦も貴の事
足るべき記しきる形にても東艦も貴の事
家の時代にも記しきる形にても東艦も貴の事
お代のものと記しきる形にても東艦も貴の事
あつていふ事もある

一西國太平記云爰に征夷將軍義晴公の世に毛利元就
ト云人アリ源頼朝卿執事大膳大夫大江廣元ノ末葉トリ
聞へし中比零落シテ一所懸命ニシテセテ送りケリ然レ導民
將軍西國下向石州佐波ヲ退治セラルニ江川先陣ニケル

忠節ニテ藝州吉田ニテ三千貫ヲ賜ケリ又應仁ノ亂ニ毛利
小早川藝州ヨリ京都登リ室所ノ御所ヲ警固ニケリ大永
年中毛利廣元ト云人男子二人アリ嫡子興元安藝國音
田郡吉田城ニ居テ三千メツ領ス其弟元就同國多治比ニテ
三百貫ノ世帯ナリ

又云 後柏原院御岸トカヤ一條關白左大臣教房ノ
子息権大納言高家卿始テ土佐國ノ下向アリ細郡ニ屋形ヲ
立テ土佐御所ト申ナリ則一萬五千貫取領ノ當郡居城
セレ其外津野五千貫吉良五千貫大比良四千貫本山

彼と田地の敷入りなれり今も思ふ昔の如く
いふに大柴百石を二反の所に一斗の如く入る
虎の公孫龍なるもの故に大柴の如く思ふ
是れ古来の田地の如く思ふに故に
昔の如く一事と云ふは田舎の事なり
百石の如く入るに大柴の如く思ふに
及し強倉の如く思ふに大柴の如く思ふに
百石の如く入るに大柴の如く思ふに
今も思ふ昔の如く思ふに

永高事

永高事
永高事
永高事
永高事
永高事
永高事
永高事
永高事
永高事
永高事

一或首書云尾加勢田大官司所持書物と載

書物と載

永高事

公孫龍

六拾貫百貫文

百拾貫百貫文

百貫百貫文

部公田百貫文

右取仕 御宗書云 百貫百貫文 御宗書云

中納言 御宗書云 百貫百貫文 御宗書云

天正十八年九月十日

藥田社中系

田中兵部大捕在列

一 或實書云 山田東北系家 分限撰と載

御宗書

熱田内

百貫文 百洲國方系本の

彦前刑部云

百拾貫百貫文

六郷友

内納言 御宗書云 百貫百貫文 御宗書云

百貫百貫文

千重友

御宗書云 百貫百貫文 御宗書云

御宗書云 百貫百貫文 御宗書云

物にんはもよみ永まの持事なるもの持事改ては
事しむは遠又永まのせりて見し物なる古事乃
永まのいりて日相持事の上中なるものなる持事
持事なるなりしや。友列の右同なるなり永まの
の事なりは永まの四方なるなりなるなりなるなり
加方よりなるなりなるなりなるなりなるなり永まの
増くけりてなるなり

一又云同國豊田郡國智郡之州八名郡代方修上相及
永の事文中相及なり永の事文中相及なり永の事文中

上中なるなりなり。田方同初見し永事持事なり
ふりたるなりなり。永事なる遠なるなりなり。永事なる
但るなりなり。何事なる誰なりなり。永事なるなりなり。永事
お事なるなり。中修事なるなり。持事なるなり。永事なるなり。永事
なるなり。持事なるなり。永事なるなり。

持事なるなり。永事なるなり。永事なるなり。永事なるなり。永事
なり。永事なるなり。永事なるなり。永事なるなり。永事なるなり。永事
なり。永事なるなり。永事なるなり。永事なるなり。永事なるなり。永事
なり。永事なるなり。永事なるなり。永事なるなり。永事なるなり。永事

園東米の品質は昔より相傳の是に米細ありて出糶
代甚きものありて何の入帳も家譽もあはるるも東
の海船の米の出来の甚くはるるは播磨の米も
いつて又米細なるものなりて古来の米のよきあり
播磨の米のよきものなるは播磨の米のよきもの
加ふるもこの米の別れは相傳の是に米細ありて
よきものなるは播磨の米のよきものなるは播
磨の米のよきものなるは播磨の米のよきもの
新米の米のよきものなるは播磨の米のよきもの

思ひ詰りて今強食の村邊に延宝二年米細あり
出糶の米のよきものなるは播磨の米のよきもの
寺中へお公へ付し米のよきものなるは播磨の米
あつて米のよきものなるは播磨の米のよきもの
石の米のよきものなるは播磨の米のよきもの
力を倍増せしむるは播磨の米のよきものなるは
又海船の米のよきものなるは播磨の米のよきもの
播磨の米のよきものなるは播磨の米のよきもの
且この米のよきものなるは播磨の米のよきもの

説

一續和漢名數云 本邦都鄙采地 永樂錢貫數畿内
近國稱百貫者充千石之地關東遠國百貫有當八
百石者當七百石者或當六百石者蓋采地近京都
及廣邑則運送容易而穀價貴故錢數漸少矣采地
在僻遠則運送艱難而穀價賤故錢數漸少矣如與
州古者以十貫充百石今世以五貫充百石是近世
河渠漸開而舟楫之利濟不通之故也

按此の永樂錢は元東より東海濱に流るる穀内給の

永言何れ一貫は千石を量るるに當りて一貫は
遠く永樂錢を田の採收の一時の算目なり百貫は採
の多石なり一貫は千石の採收の一時の算目なり
一石ノ十石十石百石百石の採收の一時の算目なり
永言何れ一貫は千石を量るるに當りて一貫は
地一貫は千石を量るるに當りて一貫は
永言何れ一貫は千石を量るるに當りて一貫は
永言何れ一貫は千石を量るるに當りて一貫は

永之事

永に永樂後のもからう今討の事ある事 日本は
江戸の海より一色に河を流る永樂城の昔の事と
不慮にたよりしは昔に國喪礼あり入戦伐繁多あり
海と海と事なく異國一金を浴びて買手なり先を
使とせし末に西國をすすむ明の永樂通官を
くくく國をすすむと上京の海とくくく事責のくく海と
えんえん外の海はくく永樂城まき國をすすむ事責のくく
かかか今の方の永の海と永をすすむ海金の来者

たう初定の...の書翰善隣國實記

見(き)

一 抄廬雜談云 中古治亂記 應永十年八月大風二日
未刻ヨリ三日ノ巳刻ニ吹ク其風前代未聞ナリ其日ノ
申刻相州三崎浦へ漂船一艘来リ足利滿兼下知シテ
印東二節左衛門梶原能登守三浦備前義高奉行テ
照檢ス惡風ニ放タシテ来ルヨリ申スニ船中ノ雜物ノ類
呂ノヨラス改メシ中ニ永樂錢數百貫ヲ積来リ則船ヲ
抑留シ使者ヲ京都へ上テ道義義持卿へ申サシニ唐船

關東へ若者岸スハ是滿兼ノ徳分々ヘシト仰下サレテハ
船中ノ財宝ノヨラストノ唐人ニ歸唐ノ日ツモリ其餘分
ヲ考ヘテ糧米味噌鹽薪等其外色ニアタテ歸船セサセ
ラレケリ 本朝宝貨通用事略慶長十四年ニ上卷ノ大瀧
浦(黒船)ニテアノ因有ハ漂船ヲト見ヘタリ 其後滿兼評
議シテ若干ノ永樂錢關東ニ此錢ヲ以賣買スヘシト議
シテ頃テ法ヲ定メ永樂錢ヲ用ヒラル然ルニ此錢年々經テ
後天文十九年比ハ關東ノ諸民ニ永樂錢ニ鑄ト云惡
錢ヲ交ヘテ同直段ニ用ヒカハ賣買市町カノ惡錢ヲ論シテ
爭鬪出未タリ 此コト關東ハ永樂錢ヲ貴テ京錢ヲスヘテ鑄トスト
ミハ名ニ近比今條記ヲミレハ其長十一年七月廿二日ノ

今云リ下總國佐倉ヨリ東ニ於テシカニ銀トリヤリ仕ヘカラスワレ銀カケ
銀新徳銀エラミ不可申候ト是ニテ見ヒハ國布ニ此比ヒソカニ惡銀ヲ鑄ルル
ヘシ又寛永三年八月廿日ノ令ニ云大カケレ銀カケタチヨ日銀新徳銀銀此
六銀エラフカラス若エテ候モノ又六銀ヲ押テ使モノアラハ其面火印ヲ押
トアル惡銀イロミアルヲ明カサリ然ト國東ニテ京銀及此六銀等ツスハテ銀
ト云トミヘテリ京銀ト云テ言リ渡リハ歴代ノ銀ヲ云ナリ 本朝寶貨通用
奉恩明太宗ノ時鹿死院公方義滿卿
贈リヒテ永樂銀我國ニ未レ始メトス 天文ノ末北條氏康八州ヲ

下知ヤシユハ家臣山角信濃守定信三原越前守康朝等ヲ
招テ氏康評シケルハ鳥目ニ品マアレヒ永樂銀スシレタレヘ首冷ハ
餘銀ヲ止テ永樂銀ヲ用ナハ民爭鬪止ヘシ高貴ノイトツ
費スモ無益ナルヘシトテ右ノ趣ヲ高札ニミタリ是ヨリ後ハ永
樂銀ヲツカイテ鑄ヲエリ出シタレユニ鑄ハ自ラ捨リテ上方ヘ

上リシユハ此後ハ鑄ヲ京銀ト申セシトカヤ其後關東ハ
天正十八年七月十日北條家滅シテ後東八州ハ

御當家ノ御アツカリトナル其後關カ原陣以後慶長九年
正月ヨリ盡ク永樂銀ヲ用ヒケリ然レモ一向鑄ヲ捨ヘキニ
アラストテ銀四文ヲ以永樂一銀ノ代リトス去トモ其銀ノ

善悪ヲ撰ラムワカレカタカリシカハ

神祖慶長十一年十二月八日大久保相模守本多佐渡守
正信等ニ命マラレテ永樂銀ヲ停止シテ鑄ハカリ用ユニト
比州江戸日本橋ニ高札ヲ立ラレ是ヨリナカク永樂銀

園東之金屋敷に永年文の書一冊ありしに
是を尋ねしに東にありしに
何れを尋ねしに
永年文の書一冊ありしに

村高之事

村高に姓古より戸數より家數を以て何れを
留置しよとて何れを以て留置せしむ
何れを以て留置せしむ
多し石を以て何れを以て留置せしむ
留置せしむと姓を以て留置せしむ
留置せしむ

一 鈴録云大名身上ニ幾千萬石ト云ヒ平士ノ身上ニ幾千石
幾百石ト云フ古法ニテラス大形信長秀吉ノ時ヨリ起ルト

知シタリ古ノ領地ノ書物ヲミルニ何郡何郷何村ヲ幾
十町幾百町ナトアリテ石高ハナシ武ヲ知行シ幾十
ノ幾百ノト云モ當時モ百姓ノ詞ニ残りテアリ田一坪ニ
苗一把握ルルニテ百坪ニ百把握是ヲ百目ト云キ坪ニ千
種是ヲ一貫目ト云此積ニテ大抵十貫ハ百石百貫ハ千
石ニ當レ上中下ニヨリテ一定セス且古法ナリ扱俸禄ヲ
石高ニテ定メタルハ其起リ浪人衆ヨリ出リ浪人衆ト云
本領ヲハナシテ他國ニ仕ル者ヲ云當時無禄ノ人ヲ云類ニハラス
田州ノ浪人衆名和無理之助カ類是ナリ昔ハ本領業堵ヲ

士ノ本意トスルナラシムルニ其國ヲ切取キ入ニ後ニ本
領業堵サスヘキト云フニテ當分唐宗ヲ與フ是ヨリシテ
士ノ禄ニ石高ヲ以テ定ルテ起リ信長未カ吉ノ子孫ニ至リ
テハ日本國中ノ士皆本領ヲ離レテ家々ニ散亂シタルニ
一面ニ石高ニナリタルナリ當時モ古キ家ニハ新参者ハ唐宗ヲ
與ヘ家ノ譜系ヲナリテ知行所ヲ與ルノアルモ此遺風ナリ且
又四ツ物成ニツ五勿物成ナト云フハ元来百石ト云ハ収百石ナリ
米ニハ四十石アルモアリ二十五石アルモナリ四斗俵ニテ五斗俵
ナリナリ出米セリ古ハ皆収納ナリ武家ニ兵糧シタククハ

此の二書の定の...
此の二書は...
此の二書は...

一 或る書云...
此の二書は...

一 日本分形圖云...
日本貢穀二千五百十二萬九千二百廿
三石

按て... 日本貢穀...
日本貢穀の...
此の二書は...

一 或る書云...
信州水内郡...
此の二書は...

栗田村... 福田...
此の二書は...
此の二書は...

此の二書は...
此の二書は...
此の二書は...

此の二書は...
此の二書は...
此の二書は...

惣帳田畑屋敷園池上中下ノ別録地
各々書付取立テ帳ノ肩書記シテ捨地帳モ其ノ取立
ト大切任事ト田畑地領ノ筆跡モ書付取立テ帳ニ書
付シ

捨地帳田畑屋敷取立テ末外書

伊米右地領ノ捨地ノ筆跡取立テ記シ捨地ノ筆跡取立テ
寺社境内免陸田畑取立テ記シ捨地ノ筆跡取立テ
捨地ノ筆跡取立テ記シ捨地ノ筆跡取立テ
捨地ノ筆跡取立テ記シ捨地ノ筆跡取立テ

按テ右ノ記入捨地ノ筆跡取立テ筆跡取立テ筆跡取立テ
記シ捨地ノ筆跡取立テ筆跡取立テ筆跡取立テ
捨地ノ筆跡取立テ筆跡取立テ筆跡取立テ

在テ墓取立馬捨地ノ筆跡取立テ筆跡取立テ筆跡取立テ
筆跡取立テ

新田ノ筆跡取立テ田畑屋敷取立テ筆跡取立テ筆跡取立テ
田畑屋敷取立テ筆跡取立テ筆跡取立テ

隠田ノ筆跡取立テ捨地ノ筆跡取立テ筆跡取立テ筆跡取立テ

一或首書云後年抄取に由りて汝等自りて月分
可くおぼしめしおぼしめし汝等汝等汝等汝等
例するに由りて汝等汝等汝等汝等
いづる事。

又云抄取に由りて汝等汝等汝等汝等
可くおぼしめしおぼしめし汝等汝等汝等汝等
例するに由りて汝等汝等汝等汝等
いづる事。

抄取の元後年中流傳る抄取の由りて汝等汝等
可くおぼしめしおぼしめし汝等汝等汝等汝等
例するに由りて汝等汝等汝等汝等
いづる事。

又云村ノ敷地ノ存否地権者ノ言ハテ新田屋敷ノ
際地権者ノ言ハテ新田屋敷ノ言ハテ又云々
除年ノ述ビテ地権者ノ言ハテ南郷ノ地権者
ニ由ルニ云々

一 式書云水帳ノ村ノあり由地帳書一頁ヲ
省大巻ノ事あり

抄ノ地権者ノ言ハテ又云云田ノ水ノ事一
ノ事水ノ事あり又云云田ノ水ノ事一
ノ事水ノ事あり又云云田ノ水ノ事一

名ノ事あり又云云田ノ水ノ事一
ノ事水ノ事あり又云云田ノ水ノ事一
ノ事水ノ事あり又云云田ノ水ノ事一

一 式書云檢地帳ノ目ノ事一ノ事一ノ事
抄ノ事一ノ事一ノ事

巻之三

巻之三拾遺の内は、未だ地方の位は、定年直の
石を、巻之三拾遺の内は、未だ地方の位は、定年直の
先んずかゝりてある

一地方の位は、未だ定年直の内は、未だ地方の位は、定年直の
先んずかゝりてある

上田とあるは、*Shimoda* であろう。時空のよう何かな
次第毎に二つ後の違ふ

拙稿の記述をよみ返すと、一町十町名の五町十町の
邊に記してある。又、*Shimoda* の *Shimoda* の *Shimoda*
集積地は、*Shimoda* 一町十町の別々の別々の集積地
元集積地の入帳の *Shimoda* 一町十町十町十町十町十町
一町十町の *Shimoda* 一町十町の *Shimoda* 一町十町
ある。年代の *Shimoda* 一町十町の *Shimoda* 一町十町
拙稿上中下位と拙稿上中下位と拙稿上中下位と拙稿上中下位

諸君の書の内容をよみ返すと、*Shimoda* 一町十町十町十町十町十町
とある

又、*Shimoda* 一町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町
Shimoda 一町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町

Shimoda 一町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町

一地方を同書に記す。又、*Shimoda* 一町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町
一地方を同書に記す。又、*Shimoda* 一町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町
ある。年代の *Shimoda* 一町十町の *Shimoda* 一町十町
一地方を同書に記す。又、*Shimoda* 一町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町
ある。年代の *Shimoda* 一町十町の *Shimoda* 一町十町
一地方を同書に記す。又、*Shimoda* 一町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町十町
ある。年代の *Shimoda* 一町十町の *Shimoda* 一町十町

皆大形土地あり申下向一宮家跡を田畑とす一木あり
と又下向一宮家跡より肥一宮家跡より土地あり
河の曲り處麦田の場とす女地を休む田作とす
外外跡より最良又五條河原より一宮家跡より
海邊跡麦田跡とす不付田作不付あり一宮家跡
より一宮家跡より最良又五條河原より一宮家跡より
田作冷くまき必最良あり物方あり土地一宮家跡より
不付あり

皆大形土地あり申下向一宮家跡を田畑とす一木あり
と又下向一宮家跡より肥一宮家跡より土地あり
河の曲り處麦田の場とす女地を休む田作とす
外外跡より最良又五條河原より一宮家跡より
海邊跡麦田跡とす不付田作不付あり一宮家跡
より一宮家跡より最良又五條河原より一宮家跡より
田作冷くまき必最良あり物方あり土地一宮家跡より
不付あり

と被領止る有起る事取違ひは違ひに
加へ村の領物の根元より根元といふ事又
わづらの取はかたし

一又三郎左衛門と云ふ元来持地は後醍醐天皇の時
持地被領する事地元の言ふ事及して被領する事
を以て承領指し指し承領する事と云ふ事
承領する事と云ふ事根元といふ事
一最古なる是と云指し根元といふ事
おれは二の三の事根元といふ事

元々元来持地は後醍醐天皇の時
持地被領する事地元の言ふ事及して被領する事
を以て承領指し指し承領する事と云ふ事
承領する事と云ふ事根元といふ事
一最古なる是と云指し根元といふ事
おれは二の三の事根元といふ事

新巻の毛もこの用は是に於ては時毛の用は右
より左に取らば多敷くも此の毛は捨ち相聞し
右に取らば事なる

扱ふ所の原毛の色は捨ちお用の古毛と并に
元来此毛の用は右より左に取らば事なる
屑の屑は右より左に取らば事なる
物に於ては一若くは二五の法に依りて
一の毛は右より左に取らば事なる
一の物に於ては右より左に取らば事なる

遺事下

又云曾取者有之 永言曾取又言の事は代平常取
原毛の取らば事なる

扱ふ所の毛御懸りしもの法に依りて
取らば事なる
出らば事なる
たう言傳の法に依りて
取らば事なる
実有虚毛の是は次なる

一 地方官集云 關東は虚厘下り 上方は實厘下り
本年關東の米は實厘下り 上方は實厘下り
厘を知りて 虚厘の事あり 本年十ヶ年平均に 虚厘
の事あり 虚厘の事あり 虚厘の事あり 虚厘の事あり
虚厘の事あり 虚厘の事あり 虚厘の事あり 虚厘の事あり
虚厘の事あり 虚厘の事あり 虚厘の事あり 虚厘の事あり

本年の虚厘は 實厘の 説 實厘の 説 實厘の 説
本年の虚厘は 實厘の 説 實厘の 説 實厘の 説
本年の虚厘は 實厘の 説 實厘の 説 實厘の 説
本年の虚厘は 實厘の 説 實厘の 説 實厘の 説

南河の米厘は 實厘の 説 實厘の 説 實厘の 説
本年の虚厘は 實厘の 説 實厘の 説 實厘の 説

聖取友記

上方の友記と有るは、國東の友記と友記と有る。
事上方の記と主として國東と友記と主として有る。
日記と有る。

一 地方の同業者たる國東の友記と有るは、國東の友記と有る。
地方の友記の記述と有るは、主として有る。

上田の友記と有るは、國東の友記と有るは、國東の友記と有る。
上田の友記と有るは、國東の友記と有るは、國東の友記と有る。

上田の友記と有るは、國東の友記と有るは、國東の友記と有る。
上田の友記と有るは、國東の友記と有るは、國東の友記と有る。

上田屋敷に在る大徳寺の石塔に在る

古徳の石塔に在る石塔に在る石塔に在る

石塔に在る石塔に在る石塔に在る

田科は... 上方... 田加...
田東院... 田科...
...

田畑名目之事

田畑名目を土地の位... 上中下... の位名
... 外の名目... 田の位... 事... 石
... 後始... 事... 知... 事...

一田方

藪田 夾々田 麻田

是と通例上の位... 上... 田...
... 田... 田... 田... 田...
... 田... 田... 田... 田...
... 田... 田... 田... 田...

晋書白田收至十餘斛水田收數十斛とあり白田は
いふの意は... 又加の家... 大耕水耕といふ熟を...
... 田... 二相方言... 一園... 相
... 上方... 相方
水... 相方の親
かま

割附免状之事

割附免状... 酒... 上方...
在自... あり

一 地方... 酒...
... 上方...
... 田... 及...
... 酒...
... 酒...
... 酒...

本邦の古地図

本邦の古地図は、方角東に統一して、
北を上方に示す。これは、
西の古地図と異なる。たゞ、
古地図の多くは、北を上方に示す。
これは、古地図の統一を示す。

本邦の古地図は、方角東に統一して、北を上方に示す。

以下

本邦の古地図は、方角東に統一して、北を上方に示す。これは、古地図の統一を示す。

一

一 或る書に甲乙公納銀三兩は本々其物一
甲別物と申す蓋外は物方部蓋と云ふ物蓋と
と云ふ物たるして物と云ふ物と云ふ物
今の書に三兩ありて右書蓋に今外の三兩ありて
三兩九兩ありて右書蓋に今外の三兩ありて
右書に三兩ありて右書蓋に今外の三兩ありて
右書に三兩ありて右書蓋に今外の三兩ありて
三兩ありて右書蓋に今外の三兩ありて

右書に三兩ありて右書蓋に今外の三兩ありて
右書に三兩ありて右書蓋に今外の三兩ありて
右書に三兩ありて右書蓋に今外の三兩ありて
右書に三兩ありて右書蓋に今外の三兩ありて
右書に三兩ありて右書蓋に今外の三兩ありて

この紙の裏面に記述の通り、
Lithography - Lithography
Lithography - Lithography
Lithography - Lithography
Lithography - Lithography
Lithography - Lithography

信後之物

信後之物、年貢の外、酒、
米、油、塩、糖、茶、
又、何れか、
Lithography - Lithography
Lithography - Lithography
Lithography - Lithography

一 地方官の書、
Lithography - Lithography
Lithography - Lithography

Handwritten text at the top of the right page.

Handwritten text below the top line on the right page.

Main body of handwritten text on the right page, consisting of several lines of cursive script.

Main body of handwritten text on the left page, consisting of several lines of cursive script.

Handwritten text at the bottom of the left page.

高柳之事

言無りし高柳を別して高柳保と名づる所の
高柳保は保家よりして今も高柳保田地乃
及るまはる高柳保の事なり

一東鑑云文治元年十一月廿八日補任諸國平均守
護地頭不論權門勢家庄公可宛課兵糧米五段別之

田

抑々高柳朝師始と云ふも後高柳保田地と云々
高柳保の事なり

又云弘長三年六月御上浴間百姓等所役事段別
百文五町別官駄一匹夫二人可充行可準田一町
扱するは鎌倉幕府の時代傳の理ゆゑに、田方加
方の限は、さうも知す。

一 定細る事、由傳る者、自來の定細は、藏前、用是と、之役
よふ

扱するは、前年、由細る、細る者、由、言、原、事、由、
言、名、由、傳、る、者、自、來、之、定、細、事、は、藏、前、用、是、
此、由、定、文、事、は、定、細、の、在、外、國、事、と、い、ふ、事、は、
す、

由、細、る、事、は、細、る、言、原、事、由、は、是、也、
等、別、細、る、事、は、由、細、る、事、は、藏、前、用、是、
此、由、の、事、は、後、に、い、ふ、事、は、由、細、る、事、

一 藏前事、由、傳、る、事、は、
御、來、事、由、傳、る、事、は、藏、前、用、是、
扱、する、事、は、由、傳、る、事、は、
扱、する、事、は、由、傳、る、事、は、

一 地、方、事、由、傳、る、事、は、
由、傳、る、事、は、由、傳、る、事、は、
由、傳、る、事、は、由、傳、る、事、は、
由、傳、る、事、は、由、傳、る、事、は、

公儀より通す事あり

北より北の所より知るに引かへる事あり

細村に六人餘集むる事あり

又又西の園東より村方の北より用事別命儀

の別命儀あり

浦方より通す事あり

北と推測し別命の園東方より別命の村方あり

北と推測し別命の園東方より別命の村方あり

北と推測し別命の園東方より別命の村方あり

公儀より通す事あり

北と推測し別命の園東方より別命の村方あり

北と推測し別命の園東方より別命の村方あり

出化伝説新編序

出化伝説新編序
出化伝説新編序

一 地方各圖書に於ては、出化伝説の記載を留めず、或は
其の記載を十之九の刻削し、刻削は公而して私に
刻削する者、其の材肉を是るの海に、其の材肉を
加へ刻削の海に、其の材肉を是るの海に、其の材肉を
是るの海に、其の材肉を是るの海に、其の材肉を
人、其の材肉を是るの海に、其の材肉を是るの海に、

永世世々他人より方々僕地を奉祀人ト世々為仕候
一切の仕制禁を依り南河ノ世世世々ノ者解くは為り
世世世々又ノ世々ノ世々ノ世々

世々世々永世世々世々ノ世々ノ世々世々世々世々
世々世々世々世々世々世々世々世々世々世々世々
世々世々世々世々世々世々世々世々世々世々世々
世々世々世々世々世々世々世々世々世々世々世々
世々世々世々世々世々世々世々世々世々世々世々
世々世々世々世々世々世々世々世々世々世々世々
世々世々世々世々世々世々世々世々世々世々世々

あつた世々世々世々世々世々世々世々世々世々世々

一 借金費

是年、この借金の貸入は、前年より減少した。これは、
あの借入は、前年より減少した。これは、
元金と借入とを比較すると、前年より減少した。これは、
元金と借入とを比較すると、前年より減少した。

一 貯蓄費

是年、貯蓄費は、前年より増加した。これは、
前年より増加した。これは、
前年より増加した。これは、
前年より増加した。

一 再質

是年、再質は、前年より増加した。これは、
前年より増加した。これは、
前年より増加した。これは、
前年より増加した。

一 年々費

是年、年々費は、前年より増加した。これは、
前年より増加した。これは、
前年より増加した。これは、
前年より増加した。

一 謀 田 地 獲 り 為 濟

是より儲け有りて田地を獲りては合縁を取濟し為一の
文字より喜慶は事は後同の事なり及も時を待たず
よる一町方の家も有る親縁の縁切ありて年毎町目及
中一町目ありて仕向ありて取らば是なり

一 寄附地

是より地隔りて寺院田地ありて林と附ありて凡下
かゝるものなり

右寄附地の右側大抵は出入りありて是れ今昔の長

短は別荘前右側ありて地は
取手ありて又文字ありては
建てし人ありて是なり

常例に事よ河津れを物毛の玉一那隠またきりり
夫食府のまきと味せり男老人のまきりゆ
風およぶのと撰く仙毛二九けそのりむと積るる事
一日男の訪合女まき金可まきるに男は合女即金置釋を
麦田の種を但返納の事まきまきの時より先
ゆ年御禮に種貸し事ハ叔種麦種及別ハ別付付
借房一割ハ利とえハゆ三年御返納定する返納
ゆ年貢ま肉と貸付付合して御まきまき又まきの
貸し先徳とまきるるゆ年貢まきまき返納と

ゆ年貢ま肉と貸付付合して御まきまき又まきの
貸し先徳とまきるるゆ年貢まきまき返納と

國郡境川附洲秣場等々

山境秣場秣場未附し出入及了修々大船運送の
一々々好民多々場所在而引運く事不修の
事也事と修々清々亦運の國郡多々是より
起るゝ知る

一 地方谷同者之何方も此國郡の川を川中中央
境におき置はるゝ山を限りて流るる境を
修々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
山に修々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

又河の上流に於て地味は硬く、餘程揚子江に接する
村邊に於ては、河を指す所も、昔は皆泥で、扱
かすあり、是を考ふるに、古事記に、奥山に、通流も
せし風あり、是れ、村邊大山の、石を、流す、所、に、是
近き方より、竹葉を、下流に、流す、所、に、乃、筆、海、潮、も、入
り、

川瀬附高き、中流に、村邊、川瀬、大、水、を、向、て、村、方、
川瀬附高き、村邊、村邊、池、川、水、流、す、方、地、味、は、軟、
成、り、た、り、向、村、邊、地、味、は、軟、く、地、味、は、軟、く、地、味、は、軟、

村邊の地味は、向、村、邊、内、地、味、は、軟、く、地、味、は、軟、
く、向、村、邊、内、地、味、は、軟、く、向、村、邊、内、地、味、は、軟、
く、向、村、邊、内、地、味、は、軟、く、向、村、邊、内、地、味、は、軟、
中、流、に、向、村、邊、内、地、味、は、軟、く、向、村、邊、内、地、味、は、軟、
向、村、邊、内、地、味、は、軟、く、向、村、邊、内、地、味、は、軟、

村邊の地味は、向、村、邊、内、地、味、は、軟、く、向、村、邊、内、地、味、は、軟、
向、村、邊、内、地、味、は、軟、く、向、村、邊、内、地、味、は、軟、
向、村、邊、内、地、味、は、軟、く、向、村、邊、内、地、味、は、軟、
向、村、邊、内、地、味、は、軟、く、向、村、邊、内、地、味、は、軟、
向、村、邊、内、地、味、は、軟、く、向、村、邊、内、地、味、は、軟、

土の色地形を以て新に強しあるに事違はれり
自然に成るる人今に居るは例のありきなり
林檎野原に梅等入る地ありて此地を海に地元
此の事直に申すに事直の事者事入る地元
次々事直の事直に事直に事直に事直に事直に
新に成るる地あり
百餘年山林林檎未だありて此地を海に事直に事直に
事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に
事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に

取上り田地

取上り田地 上り取上りありて此地を海に事直に事直に
取上りありて此地を海に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に

一 地方官圖書に記すに此地を海に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に
此地を海に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に

此地を海に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に事直に

檢見坪列之事

檢見を他毛の見取下り毛見より坪列を有る
つらばりけは結を先達の法流あり

一 地方各圖書云坪列拵一尺寸一間六尺五分方下り但
内はあり本毛はさる事一尺寸五分の曲り
地すなり竹竿を以て坪列を造り且方一拵切修りて細事
として田の地へ入動ぬ拵あり坪列の竿はさるぬ
二 處を造り坪の目録編め田方附たるぬ拵はさるぬ
三 竹竿を以て大拵あり

以事教と申すは、
次格と申すは、
取と申すは、

扱と申すは、

此の扱と申すは、
取と申すは、
扱と申すは、
取と申すは、

かゝる扱と申すは、
取と申すは、
扱と申すは、

考と申すは、
取と申すは、
扱と申すは、
取と申すは、

多分耕地にて出来の地ある地をてつて見ると其
中へあか合毛と改まの村とてあか合毛の地も法を
准合とて是と違見格をいふにたけ格といふに
体あり材方の名も置も違ひてあか合毛の地あり
お格細くあか合毛の地ありてあか合毛の地あり
相承ありしよあか合毛の地ありてあか合毛の地あり
とてあか合毛の地ありてあか合毛の地ありてあか合毛の地あり
あか合毛の地ありてあか合毛の地ありてあか合毛の地あり
とてあか合毛の地ありてあか合毛の地ありてあか合毛の地あり

古今租税之事

年貢之事と租税といふ成國といふ取合といふ地
は年貢の事と租税といふ秋種年貢の事と
田畑の年貢なりて國未とて成國といふ成國の事
地ありて上方より一銀兩とて年貢なりて
小切の事と租年貢ありて是とて秋種
凡租税の事と土名といふ法も
とて

一制度通云 本朝之制田有租身有庸戸有調租庸

調ノ法モツラ唐ノ法ニ據租ト云ハ年貢ノ事ナリ庸ト云ハ夫役ナリ調ト云ハ家役ナリ此ニツラ布帛ヲイダス何モ唐ノ法ノ如クニシテ損益アリ

租ノ事令ニ云段租稻二束二把町租稻二十二束義解云田賦為租也又云段地獲稻五十束束稻春得米五升也即於町者須得五百束也ト此ツモリニテハ田地三百六十坪一段ノ取ヨリ米ノイッル一五十束其内二束二把ヲ年貢ニ上ルナリ一町ノ場又准此又是ヲ米ニスル時ハ稻一束ヲ春テ米五升ヲ得一段五十束ニテハ二石五斗ナリ其内ノ一斗一升

年貢ニハカル町ノ上ニハ二十五石ノ内一石一斗取ナリ然レハ二十五分ノ一ヲ税シテカレオモシ唐ノ時ニハ丁男一人ニ田一頃ヲワケテ粟二斛ヲ出ス是ニ準ニテ輕重アリ

文武天皇慶雲三年九月丙辰遣使七道始定田租法所十五束及點彼丁石ハ續日本紀ニ見ヘタリ拾芥ニ其時ノ勅書ノ略ヲ舉テ云宜段別充租稻一束五把ト同キナリ然レハ大寶ノ時令ヲ撰ハルニハ一町ニ斛一斗ヲ出ス取ヨリ此時減方ニテ七斗五升ニ定テ取ラルト見ヘタリ拾芥ニ段別ニ充租トアルニシテ取ルヤウニキヨモレハ續紀ノ通ニテハ令ヲ定テ

減省ヲ取リ然レハ三十ニテ一ヲ取ヨリモカロシ町ノ租五百
東内ノ十五東取トキハ三十三分ニテ一ダ五東アルナリ

弘仁式云上田一段地子十束中田一段八束下田一段六束
下田一段參束拾芥云租地子雖出流格式之時租數
少地子數多ト云々地子ハ租ト各別

本朝ノ古法天下ノ百姓歲二十ヨリ六十ニテ内ヲ正丁トシテ
其内四十年ハ定リテ一年ニ夫役十日使ト立名モノナリ何事
ニテモ其身ヲ夫ニ使トキハ其通モシ夫役ニ使サレハ其代ニ布ヲ
取是ヲ庸布ト云一人前一日ニ二尺六寸トタテ十日ニ二丈

六尺一端ト取コトナリ又十日正役ノ外加役三十日ニミツル時ハ
租並ニ調トモミ是ヲユルス但加役二十日ニミタサレハ一人前ノ租
調ヲ二十ニワケ其一分ヲ一日トシテ加役ノ日數ヲ等用シテ是ヲ
ユルス上ニ所謂折免是ナリ總別正役加役ニ通シテ一人手前
一年ノ内夫役四十日ニスキス又次丁ハ二人アワセテ正丁一人ノ
役スナリ次丁ト云老人六十以上モノ又ハ病人ナト云今云
老殘並為次丁是ナリ

唐ノ時ハ正役年二十日閏年ハ二日ヲ加庸布日ニ三尺
加役ニ通シテ五十日ト定メ十五日ニテ租ヲユルニ二十日ニテ租

調トキニユルス 本朝ノ法是ヨリテ損益ニ備ミシテ寛シ
既ニ上ニ詳ナリ

文武天皇^上慶雲三年十月庚寅詔制下七條事其五百
准令正丁歲役庸布二丈六尺常欲輕歲役之庸息
民之貧並宜減半此時二丈六尺ノ庸布ヲ減少シテ半勿
セラハト見ヘタリ日數ノ事ハ令ニカハルナレ

調事令ニ云凡調給絶絲綿布並隨郷土所出正丁一人
絹絶八尺五寸六丁成匹長五丈一尺廣二尺二寸美濃絶六
尺五寸八丁成匹長五丈二尺廣同絹絶八兩綿一斤布二

丈六尺並二丁成絢屯端長五丈二尺廣二尺四寸其望陀
布四丁成端長五丈二尺廣二尺八寸右ノワケハ 本朝ノ古
法天下ノ百姓二十ノヨリ六ナメテノモノヨリ所ノ出產ノ品ヨリテ
取リナリ是ヲ調布ト云絹ナケハ絶一人前八尺五寸ツイタ
シテ六人ニテ一匹ヲ成就ス五丈一尺ナリ美濃絶六人ニテ五丈
二尺一匹ヲ成就シ絲ナレハ一人前八兩二丁ニテ十六兩一絢ヲ
成綿ナレハ一人前一斤ニテ二丁ニテ一斤一屯ノ成布ナレハ人
前二丈六尺ニテ二丁ニテ一端ト成凡中男ハ四人ニテ正丁一人ニ
準ス中男ト云ハ十六ヨリ二十ニテノモノナリ此外ニ又雜物ト云

モノアリ鐵鹽鍍堅魚紫菜海藻ノ類正丁一人ヨリ出ス
品アリ又調ノ副物トステ紫菜木綿漆黃連等ヲ出ス品
アリ是ツ合テトモニ調ト云其品目ノ詳ナルコト今ニ具ナリ
コニアラワサス

スヘテ調庸ノ物ハ每年八月中旬ニ其形ヨリ起輸メ近
國ハ十月廿日中國ハ十一月廿日遠國ハ十二月廿日ニテニ
大藏省ハオサムルナリ但調ノ系ハ百姓ノ子ニ別ヨリ管轄事オ
ハリテ即輸シ七月ヲクマス七月廿日以前ニ省ハオサムナリ
調ノ事ハ別ニ論スル家別ノ紹年夏ナリ故ニ是レヲ調

ト云リ然レモオシナミ家別ニイタスアラサス戸ニ課戸不課戸ト
云フアリテ成丁以上課口ルヲ課戸トシナキヲ不課戸トス然レハ
調ハ課戸ハカリ出ストミヘタリ

今云戸内ノ有課口者為課戸無課口者為不課戸義
解云不課口謂皇親及八位以上男年十六以下并
耆廢疾妻妾家人奴婢唐令ノ文 本朝令ト全ク同キ
事ナリ其ハ歴々ノ人病人女下人等ヲ課セサルヨリテ是レ
不課口ト云此外正丁ノ分ヲ課口ト云課口ハカリヨリ調物ヲ
イタスナリ

てす及二倍思ふなりと二倍百辛戸二百名なりは
三倍百辛戸百名なりといふ事なるを好むとらるは
又云古公田と耕民民と良家と良則今の世より二税と
一所の田より一石半と外は往後と勤む私田と耕民の
奴婢ありて耕民の家納る民人の物なるは其の分
田といふのと指し示すに説き明かすに良家と良田の
二倍つたう良家ありて良田一石半と外は往後と勤む
よとの言ふに良家と良田と云ふは其の言はにぬ坪の言ふ
指し示すに良家と良田の言はにぬ坪の言ふ

今も此の言ふに良家と良田の言はにぬ坪の言ふ
あつたうあつたうあつたうあつたうあつたう

一 鈐録云中古ヨリ兵農分し地頭四分百姓六分ニ租税ヲ取
發し其地頭四分の内一分ハ 朝家ノ租税ニシテ此内ニテ國
司ノ録其外ノ國用ヲ足ス

按てその言ふに古の法は保元後唐絶一國よ
ち後唐絶一國よ地頭ありて其の言はにぬ坪の言ふ
今の世より言ふに保元後唐絶一國よ地頭ありて
法はあつたう 朝家の租税と云ふは其の言はにぬ坪の言ふ

この回を記述するに
先づ一人の事を書か
さし置かざるべし
此の事は一今の
まの事なりしに
うぶちもたし
るる事なりしに
地を記すに
かき地の一

法体文
4
130

和歌集卷之四

和歌集卷之四

